

第55号議案

府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方公務員等から引き続いて本市の職員となった者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、所要の改正を行うものであります。

府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

府中市職員退職手当条例（平成２５年３月府中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（勤続期間の計算） 第１４条 省 略 ２～４ 省 略 ５ 第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。以下「職員以外の地方公務員等」という。）<u>から引き続いて職員となった者（市長が特に必要と認めた者に限る。）</u>の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第２４条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職	（勤続期間の計算） 第１４条 省 略 ２～４ 省 略 ５ 第１項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第２条に規定する者をいう。以下「職員以外の地方公務員等」という。）<u>が引き続いて職員となったときにおけるその者の</u>職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第２４条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むもの

期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6～8 省 略

とする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6～8 省 略

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第14条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に採用された者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前に採用された者に係る当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。